事例No.	99
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	大阪府

事例区分	第三セクター

タグ	・会社法法人 ・歳入確保

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（出資引揚（民営化））

事例内容・タイトル

プロポーザル方式での株式売却先選定（民間活用・委託）

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	プロポーザル方式での株式売却先選定
団体名	大阪府
法人名	(株)大阪府食品流通センター

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	8,865,502
標準財政規模(百万円)	1,631,292
財政力指数	0.74980

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

大阪府	153(51.0%)
その他	147(49.0%)
役職員数(人)	9

[経営状況]

経常収益	572
経常損益	79
当期純損益	14

(単位:百万円)

資産	2,799
負債	591
純資産	2,208

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

大阪府は消費人口の増加やその地域分布の変化、また生産・流通の変化などに対応するため、茨木市の北大阪流通業務団地内に大阪府中央卸売市場を開設した。その際、加工食品には需要の伸びと将来性があること、また、同市場との相乗効果が期待できることから、隣接地に加工食品卸売団地を整備し、両者で「総合食品供給基地」を形成することとした。

(株)大阪府食品流通センターは、この加工食品卸売団地の経営主体として、大阪府主導により昭和 49 年 6 月に設立(昭和 53 年 5 月開業)された法人であり、加工食品卸売業者及び関連業者への店舗・事務所・配送施設などの賃貸事業をとおし、北大阪地域を中心に、府民への総合的な食品供給基地としての役割を果たしている。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、中央卸売市場と一体となった競争力の向上、活性化を図るため、民営化を行った事例である。

具体的には、当該法人の賃貸事業について、消費人口の減少や国内における生産・流通構造の変化により加工食品卸売業者が減少し、取り巻く環境の変化に対応できていないという課題が生じていた。この課題を解決し、中央卸売市場とともに「競争力のある総合食料物流基地」を目指すため、民間の活力を導入することとし、公募型プロポーザル方式により、泉北高速鉄道(株)へ株式を売却したものである。

2. 取組みの背景、理由、着手のきっかけ

(1)大阪府における出資法人のあり方の見直し

大阪府では、「財政再建プログラム(案)」に基づき、平成 20 年度から、①減債基金からの借入れをしない、②借換債の増発をしない、ことを前提に「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底し、すべての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースでの見直しを行うことにより、景気変動に左右されやすい税収構造の下でも、将来にわたって自律的・安定的な行財政運営を行い、財政健全化団体にならないよう、財政構造改革に着手した。

「財政再建プログラム(案)」においては、出資法人について、以下の視点や基準で見直しを実施した。

出資法人

基本的な視点

○出資法人が行っているすべての事業について、改めてその必要性・効果を検証し、出資法人のあり方を見直す
○民間、NPOの活動領域が広がっていることを踏まえ、出資法人のあり方を見直す
○行政責任の所在を明確にするため、府と出資法人の関係を抜本的に見直す

出資法人見直しの基準

1. 法人が行う事業について、必要性、効率性、効果性を点検する
その結果、不要となった法人については廃止する
府の施策を代替している法人で、収入の大半が府からの補助金・委託料である法人は、法人を活用するメリットが明確なもの以外は、法人を廃止する
※府と出資法人の関係が府民の目から見てわかりにくいこと、法人事業が府議会からのチェックを受けにくいことなどからこれらの法人は廃止する
2. 類似の事業を行っている法人については、事業精査後、統合する
3. 法人が行っている事業で民営化可能なものは民営化する(法人株式の売却が可能な場合は売却を進める)
4. 一定の自己収入を有する法人については、府の財政的・人的関与を最小限に抑制し、自立化を促進する
・運営補助は原則廃止(国庫補助等にともなう府負担分や会費等の支出は除く)
・府の委託事業については、原則、市場化テストを実施
・府職員は法人からの要請に基づき、必要最小限の者のみ派遣する

(2)(株)大阪府食品流通センターの方向性

当該法人は、昭和 58 年度から単年度黒字を維持するなど経営状況は安定していたものの、一方で、開設以来 30 年以上を経過し、増加する大型店による産地直送システムなど流通構造も大きく変化してきており、加工団地内の店舗等の入居率は低下している状況にあった。

こうした状況を踏まえ、「財政再建プログラム(案)」においては、当該法人は、流通構造の変化に対応しつつ、中央卸売市場との効果的連携のもと、加工食品の安定供給と加工食品卸売団地の機能維持や活性化を図ることを条件として、民間のノウハウや資金の導入を図るものとされ、大阪府所有の株式を売却し民営化する方針が決定した。

さらに、平成 22 年 10 月に策定した「大阪府財政構造改革プラン(案)」においては、当該法人の方向性について、大阪府中央卸売市場とともに、流通構造の変化に対応した「競争力のある総合食料物流基地」をめざすため、加工・物流機能の付加を検討するなど両者の活性化をすすめながら、(株)大阪府食品流通センターの民営化に向けて取り組むこととした。

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①主要な課題・論点について

民営化にあたっては、株式売却の手法、株式売却先の選定方法について、売却を実現しつつ公平性を確保するためには、どのような手法が適切かという点に加え、「大阪府財政構造改革プラン(案)」で示された加工・物流機能の付加などの中央卸売市場と連携した新たな事業展開について、株式売却の中でどのように担保していくのかということが主な課題であった。

②決定された取組方針(解決策)とその決定理由について

株式の売却にあたっては、公平公正に売却先を決定するとともに、民間の資金、ノウハウによる中央卸売市場の活性化につながる事業提案を求めるため、公募型プロポーザル方式で株式の公募売却を行うこととし、また、売却先の選定にあたっては、外部委員による選定委員会を設けることとした。

また、株式売却の手法については、平成 25 年 7 月の公募時には、大阪府が保有する株式のみを売却するものとして公募を実施したが、応募企業がなかったため、説明会参加企業への聞き取りや他の株主との調整を経て再検討を行い、平成 26 年 9 月の再公募時には、議決権を有する全株式を売却する「協調売却」へ手法を変更した。

(2)取組の具体的な進め方

①取組の推進体制等について

株式売却の取組みを進める上では、当該法人の意向を確認しながら、法人所管部局である環境農林水産部流通対策室が関係者との調整や事務手続きを進めた。

また、売却先の選定に向けた公募要領の策定や優先交渉権者の選定は、選定委員会(事務局:環境農林水産部流通対策室)で実施している。

②関係者との調整内容・調整過程等について

協調売却の実施にあたっては、他の株主の同意を得る必要があるため、大阪府が各株主に対して調整を行った。

＜株式売却時の株主構成＞

出資者	持株数
大阪府	306,000
大阪府信用農業協同組合連合会	58,800
全国共済農業協同組合連合会	30,000
全国農業協同組合連合会	20,000
OUG ホールディングス(株)	36,000
(株)大水	36,000
大果大阪青果(株)	36,000
大阪北部中央青果(株)	36,000
(株)りそな銀行	29,400
自己株式	11,800

③取組のプロセス（スケジュール）について

大阪府における株式売却に至る具体的な手続きは、以下のとおりである。

■平成 24 年度

11 月	大阪府以外の株主その他関係者に対する株式売却の事前説明
3 月	株主選定委員会を附属機関条例に位置付ける条例改正の議会議決

■平成 25 年度

4 月	株価鑑定評価
5 月	外部識者による選定委員会設置
6 月	選定委員会で公募要項策定（大学教授、弁護士、公認会計士の 3 名で構成）
7 月	公募開始
	説明会開催（商社や不動産管理会社など8社が参加）
9 月	公募締切 （応募企業なし）
10 月	公募方法の再検討⇒協調売却への転換
12 月～	大阪府以外の株主に対する株式売却の調整

■平成 26 年度

6 月	選定委員会で公募要項策定（大学教授、弁護士、公認会計士の 3 名で構成）
9 月	公募開始（※1）
11 月	公募締切 （3 社の応募あり）
12 月	選定委員会で企画提案に係るプレゼンテーション審査
2 月	優先交渉権者（泉北高速鉄道（株））及び次点者の選定（※2）
	泉北高速鉄道株式会社と株式譲渡仮契約の締結
3 月	株式売却の議会議決（※3）
	泉北高速鉄道（株）と株式譲渡契約締結

※1：【売却株数及び募集単位】306,000 株を 1 口（大阪府が保有する株式）
【最低制限価格】総額 948,600 千円（1 株あたり 3,100 円）
＊大阪府以外の株主が保有する株式 282,200 株についても、各株主により、同一時期、同一単価による売却が予定されている旨を明示して公募

※2：（株）大阪府食品流通センターの設置目的及び同社が果たしてきた加工食品等の流通拠点としての機能維持を図りながら、さらなる食品流通機能の強化を図ることができる事業計画であると認められること、計画実現に必要な経営基盤を有すると認められること、購入価格として、もっとも高額の提案価格であることを総合的に評価し、優先交渉権者として選定した。

※3：大阪府では、「議会の議決を要する契約、財産の取得及び処分並びに重要な公の施設に関する条例」において、株式の売払いでその予定価格が一億円以上のものは、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件としている。

4．取組の効果

(1)歳入面の効果

株式売却額は、泉北高速鉄道株式会社の譲受提案金額を踏まえて決定し、14 億 5,962 万円（1 株あたり 4,770 円）の歳入を確保した。

(2)民間の資金やノウハウの活用

公募時に提案された事業計画では、数ヵ年の計画期間で施設の改修や新設、中央卸売市場との連携強化、集客力の高い物販店舗や飲食店などの誘致等が示されている。

現在は、集客力の向上に向けた既存施設の改修を実施しており、民間の資金や活力を生かした利用者サービス向上の取組みが進められているところである。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

公募時に提案された事業計画について、今後の実効性が課題であり、民間活力を生かした取組みが今後も着実に推進されるのかを注視していくことが必要である。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

(1)株式の協調売却

株式の売却が実現に至った要因としては、大阪府が所有する株式だけではなく、他の株主の株式についても一括で売却する協調売却を行ったことが挙げられる。

初回の公募は、大阪府が所有する株式のみ（約 51%）での公募を行ったが、説明会へ参加した企業はあったものの、応募者なしに終わった。このため、説明会に参加した企業の意見を確認したところ、大阪府が所有する株式だけを取得した場合、会社運営上の主導性などが懸念されるため、応募に至らなかったことが明らかとなった。

これを踏まえ、他の株主と調整した上で協調売却する方針へ転換し、その結果、2 回目の公募では複数の企業の応募があり、株式の売却に至ったものである。

(2)公募型プロポーザル方式での選定

株式の売却にあたっては、公募型プロポーザル方式で株式の公募売却を実施し、外部委員による選定委員会を設置して売却先を選定している。

これにより、公平公正に売却先を決定するとともに、民間の資金、ノウハウによる中央卸売市場の活性化につながる事業提案を求めることができたものである。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	大阪府流通対策室	連絡先	06-6210-9608